

### (3) 主な重点課題の達成状況一覧

#### 体系1 地域主権時代にふさわしいリーダーシップの確立

改善項目	(1) 自治基本条例の制定 (企画部企画経営室)	
改善の取り組みの概要	寄せられた市民や関係各位の意見を反映させながら条例案を作成し、広報・ホームページに掲載し、公共施設での配布を行うとともに、まちづくり懇談会の開催や職員の派遣による説明会の開催などにより、市民の意見を反映させる取り組みを行い、早期の条例制定を目指す。 また、条例成立後は、リーフレットの作成等により、条例の普及・啓発を進める。また、市制施行55周年と自治基本条例の施行を踏まえ、平成17年11月に「みたか自治シンポジウム」の開催を検討する。	年次計画 平成16年度から、自治基本条例の制定・普及・啓発
平成17年度までの実績と取り組み効果	平成17年6月議会に提案した自治基本条例は、特別委員会での審議を経て、9月議会で可決・成立した。また、パブリックコメント手続条例と市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例は、パブリックコメントを行った後、平成18年3月議会に提案し、自治基本条例と同様に平成18年4月に施行した。 さらに、自治基本条例成立後は広報やホームページでPRを行うとともに、「みたか自治シンポジウム」を平成18年2月に開催し、自治基本条例成立後の三鷹のまちづくりについてディスカッションを行った。	

#### 体系2 市民満足度向上に向けた取り組み

改善項目	(1) 廃園後の市立幼稚園施設を活用した子育て支援施設の開設 (健康福祉部子育て支援室、教育部学務課)	
改善の取り組みの概要	平成14年第2回(6月)市議会定例会にて三鷹市立学校設置条例の改正を行い、大沢台幼稚園を平成16年度末、ちどり幼稚園を平成17年度末、こじか幼稚園を平成18年度末にそれぞれ廃止することとした。廃園後の施設については、平成16年9月に策定した「幼稚園廃園後の施設活用の基本方針」に基づき、保育園をベースとしながら、総合的な子育て支援施設とする。保育機能、ひろば機能(相談・交流事業等の実施)、幼児教育機能などの機能を、3施設の地域特性等を考慮しながら設定する。保育園の運営については、公設民営を含め、検討を進める。また子育て支援の質を確保するための仕組みづくりを行う。	年次計画 平成16年度までに大沢台幼稚園廃園(3月31日) 平成17年度までに、ちどり幼稚園廃園(3月31日) 平成18年度までに、こじか幼稚園廃園(3月31日)、保育園開園1か所 平成19年度までに、保育園開園1か所 平成20年度までに、保育園開園1か所
平成17年度までの実績と取り組み効果	旧大沢台幼稚園については、親子ひろばを併設した大沢台保育園(定員40人、公設民営)を平成18年4月に開設。ちどり幼稚園は平成17年度末に廃園。幼児教育機能を強化したちどりこども園(仮称、保育定員43人、幼稚園タイプ30人)の整備方針を確定し平成18年度施設整備実施。こじか幼稚園については、引き続き施設整備・運営方針の検討を行う。保育園の運営については、公設民営保育園運営評価委員会を設置し、報告書を作成した。 保育の質を確保しながらその効率的運営を図る方策として、市職員を派遣し継続性・質を確保しながら西野保育園を公設民営化する「市立保育園の効率的運営のあり方に関する基本方針」を平成17年度に策定し、平成18年度から新しい公設民営化方式による保育園の整備に向けて具体的作業に着手することとした。	

<b>改善項目</b>	<b>(2) 駅市政窓口の移転に伴うサービスの拡充と日曜オープン（市民課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	<p>駅市政窓口の移転を契機とし、戸籍事務の電算化、基幹系システムの更新、電子総合窓口の機能の開発、窓口事務処理体制の見直し等により、窓口取り扱い事務の拡大（印鑑登録、住民異動処理、戸籍証明の直接発行など）を行うとともに、日曜日もオープンすることにより、市民サービスの向上を図る。なお、他の市政窓口についても委託化の検討を行う。</p>	<b>年次計画</b>
		<p>平成 16 年度までに全体構想の検討、戸籍システムの開発、基幹系システムの開発</p> <p>平成 17 年度までに、駅市政窓口の移転、電子総合窓口的機能の開発、窓口取り扱い業務の拡大、日曜オープンの実施</p> <p>平成 18 年度から委託業務の拡大</p>
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	<p>平成 17 年 6 月に駅前市政窓口を開設した。9 月からは、印鑑登録や転入処理事務を実施し、戸籍証明発行については 11 月から実施した。また、11 月から第 2・第 4 日曜日に窓口をオープンし市民サービスの拡充を図った。委託化について検討を継続することとした。</p>	

<b>改善項目</b>	<b>(4) 「電子自治体」構築の取り組み（企画部情報推進室）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	<p>電子自治体の構築に向け、庁内業務の基幹となるシステムの電子化を推進するとともに、電子申請、公共施設予約等システム、戸籍事務の電子化、統合型地理情報システムなどの整備を推進し、市民満足度の向上及び簡素で効率的な行政運営の実現に取り組む。</p>	<b>年次計画</b>
		<p>平成 16 年度からシステムの整備・拡充</p>
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	<p>庁内業務の基幹となる、基幹系システムの再構築、総合文書管理システムの構築を図るとともに、電子申請サービスを開始、戸籍システムの開発を実施した。これらにより、行政事務の効率化を図るとともに、申請等手続の多様化、窓口業務時間の延長等を実現した。</p>	

<b>改善項目</b>	<b>(5) 各種審議会等委員の公募制等の拡大（総務部職員課等）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	<p>自治基本条例の制定に合わせ、審議会等の会議に一定の公募枠を設けるよう取り組みを進める。また、委員の男女の比率、年齢構成、選出区分が著しく不均衡にならないようにするとともに、委員の多選や複数の委員会の委員の兼任を避けるよう引き続き取り組む。</p> <p>次の審議会等を始めとして公募枠の設定に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護委員会（総務部相談・情報センター）</li> <li>・商工振興対策審議会（生活環境部生活経済課）</li> <li>・社会教育委員・文化財専門委員（平成 18 年 4 月 1 日から文化財保護審議会委員）・公民館運営審議会委員・図書館協議会委員（教育部生涯学習課）</li> </ul>	<b>年次計画</b>
		<p>平成 16 年度までに検討</p> <p>平成 17 年度から検討・対応</p>
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	<p>平成 17 年度に市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準を策定し、平成 18 年 4 月 1 日付けで施行した。この基準により、男女委員の構成比、公募枠の設置、在任年数制限等を規定し、協働のまちづくりを推進していく基盤を整備した。</p>	

<b>改善項目</b>	<b>(6) パブリックコメントの推進（企画部企画経営室）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	自治基本条例の制定に合わせて、重要な条例や計画の制定等にあたり、市民の意見を聞き、成案に反映させるパブリックコメント手続きの制度化を行う。制度化を通し、説明責任の明確化や統一的な手続きの確立を行い、さらなるパブリックコメントの推進を図る。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度までに検討 平成 17 年度から検討・対応
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	自治基本条例の可決・成立を踏まえ、パブリックコメント手続条例と市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例を、先行的なパブリックコメントを 1 ヶ月実施した後、平成 18 年 3 月議会に提案し、自治基本条例と同様に 4 月に施行した。また、パブリックコメント制度等について、職員を対象とした庁内説明会を開催した。	

<b>改善項目</b>	<b>(7) 東西の児童館・社会教育会館の日曜開館（教育部社会教育会館）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	東西の児童館・社会教育会館を日曜開館する。ただし、第 4 日曜日は、特別清掃等施設管理のため、休館日とする。 開始時期は、西児童館の事務室改修工事（児童館及び社会教育会館の事務室を統合するため）完了後の平成 17 年 7 月 1 日を予定している。 日曜日に、職員を配置するとともに、一部委託化等を行うことにより日曜開館に対応する。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度までに検討・協議 平成 17 年度から改修工事・日曜開館の実施
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	平成 17 年 7 月からの日曜開館実施により、日頃児童館を利用できない父親や乳幼児、中高生の利用が、平日に比較して増加した。また、利用者を増やすため、児童館と社会教育会館で新たに日曜日にも事業を展開した。	

### 体系3 戦略的な事業展開に向けた仕組みの確立

<b>改善項目</b>	<b>(2) 基幹系システムの再構築と電子計算組織全体最適化の推進（企画部情報推進室）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	平成 16 年度から 18 年度にかけてホストコンピュータを中心とした基幹系システム 20 業務 27 サブシステムの再構築を図るとともに、文書管理及びグループウェアシステムの整備を図る。その実施に当たっては、再構築するシステムの全体の最適化を図ることとする。具体的には、業務ごとにデータベースを持つのではなく全体で 1 つの共通データベースにすることにより、業務ごとに必要であった修正が 1 つで済むようにし、コストや時間の軽減を図る。 こうした考え方 = EA (Enterprise Architecture) に基づき、今後予定される現システムの再構築や新規システム導入時のベースとするとともに、調達や委託管理などの通常業務においても最適化を推進する。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度から、基幹系システムの再構築・調査研究 平成 17 年度から、EA の推進
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	全体最適化 (EA) の考えに基づき、基幹系システムの再構築事業者を初期コスト及び経常コストまでを考慮し、複数事業者からの比較提案方式により選定した。この事業者とともに基幹系システムの再構築作業に取り組み、平成 17 年秋の第 1 次稼動をはじめとして、平成 17 年度内に再構築作業を完了した。	

<b>改善項目</b>	<b>(3) 政策法務能力の充実強化（総務部政策法務課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	提出議案等の年間計画を作成するとともに、これに基づき政策法務課職員と各担当部課職員とが政策の原案策定の段階から計画的に共同検討を行う。 また、政策法務課職員、各部の調整担当職員（文書審査を担当する文書主任）や、各課筆頭係長など、各部課のキーパーソンである職員に対して、基礎から応用までの実践的な内容で政策法務演習を実施する。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度から検討・対応
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	平成 16 年度から提出議案の年間計画を作成し、各部課との共同検討を実施した。また、2 年次目の政策法務演習を全 20 時間にわたって開催した。 職員の政策法務能力の向上とともに、重要な施策について、政策法務の観点から共同検討を行う事例が増え、市民ニーズに的確かつ適法に応える体制が確立しつつある。	

#### 体系4 新しい政策に対応する新組織の整備

<b>改善項目</b>	<b>(1) 経営本部体制の拡充（企画部企画経営室）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	経営本部・調整担当部長は平成 16 年 4 月 1 日に設置済みである。 プロジェクト調整会議において、政策課題の実施方策の検討及び提案を行い、各部懸案事項の情報の共有を図る。また、プロジェクト調整会議を定期的開催し、各プロジェクト・チームの進捗状況の報告を求めることにより、進行管理を徹底する。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度に、経営本部・調整担当部長の設置 平成 17 年度から、推進体制の整備
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	各部から提案された政策課題について全庁的に検討を行うため、平成 16 年度から継続した 8 チームに加え、平成 17 年度中に 6 チームを新たに設置した。各チームの目的の達成に向け、個別課題について検討・推進を図るとともに、プロジェクト調整会議を開催した。	

<b>改善項目</b>	<b>(4) 市民協働センターの運営（生活環境部コミュニティ文化室）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	市民協働センター（平成 15 年 12 月開設）は、これからの地域社会のあり方として、市民とともに、アイデアを生み出し、ともに事業を進める拠点施設を目指している。公募市民を含めた企画運営委員会（平成 16 年 7 月設立）において、次の事項について検討を進める。 1 市民協働センターの公設協働運営の方法（市民協働センターは、開設以来、市が運営しているが、概ね 3 年後を目途に市民・NPO・市民活動団体等による公設協働運営を目指すこととする。） 2 「新しい公共」の分野における市民と行政との協働事業推進（協働事業の公募・NPO 等の企画提案へのサポートなど）のあり方 3 市民活動支援のために、NPO 等市民活動支援ファンドの創設等を含めた助成制度のあり方 4 まちづくりに関する市民参加の窓口機能（まちづくりに関する調査・研究、市民参加の支援策など）の促進策	<b>年次計画</b> 平成 16 年度に、企画運営委員会設立 平成 17～18 年度に、市民協働センターの協働運営の検討 平成 19 年度に、市民協働センターの協働運営の開始 平成 20 年度から、市民協働センターの協働運営
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	市民協働センター企画運営委員会を中心に、まちづくりに関する市民参加の窓口機能、「新しい公共分野」における協働推進機能及び市民活動支援等について調査研究の成果を報告書にまとめ、平成 17 年 12 月に市長に提出した。	

<b>改善項目</b>	(5) 「多摩地区水道経営改善基本計画」に基づく都営水道事業事務委託方式の解消（水道部業務課）	
<b>改善の取り組みの概要</b>	平成 24 年度からすべての業務を東京都水道局へ移行し、事務委託方式を解消するため、平成 16 年度から平成 23 年度までの 8 年間に人員の計画的な削減を行う。今後東京都水道局が実施する多摩地区水道の効率化の方策に合わせて人員削減を検討するとともに、市民サービスの低下を招くことのないよう十分留意する。	<b>年次計画</b> 平成 18 年度に、係の見直し 平成 19 年度に係の見直し等
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	平成 23 年度末での事務委託解消に向けて、年次別に業務部門ごとの外部委託化や人員削減を盛り込んだ移行計画案をもとに東京都水道局との協議を進め、平成 18 年 3 月、東京都において「水道業務移行計画(三鷹市)」が策定された。	

### 体系5 人財育成制度の改善と適正配置の実施

<b>改善項目</b>	(2) 人事任用制度の見直し（総務部職員課）	
<b>改善の取り組みの概要</b>	人事任用制度に関する職員アンケートを実施し、分析結果を人事考課制度及び昇任昇格制度の見直しへ反映し運用していく。同時に、「人財育成基本方針」に基づき、男女平等や次世代育成支援の視点を取り入れた人財育成を効果的に進めていく組織環境を整備する。 制度の見直しについては、全庁的に組織されている職員研修委員会メンバーにより検討作業を進め改正案を作成し、経営会議等を通じて見直し内容を確定し、平成 16 年度以降の人事考課制度及び昇任昇格制度実施への反映を図る。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度に、職員アンケート実施と制度見直し・運用 平成 17 年度に、人財育成システムの試行と連動した人事任用制度の運用 平成 18 年度に、人事任用制度の運用拡大(人事考課結果の開示等) 平成 19 年度から継続実施
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	人財育成と能力開発に直結した、評価と処遇の制度として人事考課と昇任昇格選考を実施した。また、平成 18 年度からの人事考課結果の本人開示等を含めて、適切に対応していくための考課者研修を行った。	

<b>改善項目</b>	(3) 給与等の見直し（総務部職員課）	
<b>改善の取り組みの概要</b>	平成 16 年度については、主に退職手当及び昇給停止年齢の見直しを行う。また、人事院勧告、東京都人事委員会勧告に基づく年次の給与改定は、従前どおり今後も行っていく。 さらに、今後の人事制度の見直しとも連動させて、勤務実績を的確に反映させ、働きに見合ったより納得性の高い給与制度とする。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度に年次の給与改定、退職手当、昇給停止年齢等の見直し 平成 17 年度に年次の給与改定、制度検討、研究(人事制度の見直しに連動して導入) 平成 18 年度から給与構造改革への対応
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	平成 17 年度の年次の給与改定を東京都に準じた内容で行うとともに、国における給与構造改革への対応の一環として、いわゆる枠外昇給制度を廃止した。また特殊勤務手当を大幅に見直し、8 種 14 項目を 4 種 7 項目に改正し手当額を約 9 割削減した。	

<b>改善項目</b>	<b>(4) 職員のキャリアを醸成する人財育成システムの構築（総務部職員課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	<p>人事任用制度に関する職員アンケートを実施し分析結果をもとに人事任用制度の見直しを行い、平成16年度の制度実施から反映させていく。</p> <p>人財育成を推進するOJT環境として、系統的に職員の資質・能力を高め、スペシャリスト人材やゼネラリスト人材を育成していくための基盤整備を推進していくとともに、職員が職務分析を通して求められている資質・能力を必要ときに習得していく手段として、適切なタイミングで活用できる能力開発コースや教育・研修体系を構築していく。</p>	<b>年次計画</b>
		<p>平成16年度に、教育・研修体系の見直しと能力開発コースの検討</p> <p>平成17年度から平成19年度まで、部門ごとの職務分析とモデルシステム設計、能力開発コースの試行</p> <p>平成20年度に、人財育成システム本格導入</p> <p>平成21年度から継続実施</p>
<b>平成17年度までの実績と取り組み効果</b>	<p>キャリア開発をサポートするキャリア・ビジョン研修を5年スパンの必須研修として実施するとともに、個人単位のキャリア目標追求と能力発揮を促進するために、チャレンジ選択研修メニューを整備し、職員に提供した。</p>	

### 体系6 コスト削減と歳入確保に向けた工夫

<b>改善項目</b>	<b>(1) 公共施設の省エネルギー対策の推進（生活環境部環境対策課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	<p>「芸術文化センター」、「環境センター」、「東部下水処理場」については、平成16年度末までに工事等が終了し、平成17年度からESCOサービスを開始する。ランニングコストの削減とエネルギー削減は平成17年度から行われる。</p> <p>ESCOサービス料は、契約期間内はコスト削減分から支払うこととなる。契約期間終了後は、コスト削減分が市の利益となる。なお、契約期間内は、ESCOサービス料以上の削減保証があるため、市に財政的負担は発生しない。</p> <p>また、平成15年度までに詳細診断を実施した図書館本館等の新たな3施設は、調査結果を踏まえ、事業化をするか判断を行い、平成17年度にプロポーザルの実施を検討する。</p>	<b>年次計画</b>
		<p>平成16年度までに、ESCO契約（芸文、環境センター、下水処理場）</p> <p>平成17年度までに、ESCOサービスの開始、プロポーザルの実施</p> <p>平成18年度までに、ESCO契約</p> <p>平成19年度までに、ESCOサービスの開始</p>
<b>平成17年度までの実績と取り組み効果</b>	<p>平成17年4月より、芸術文化センター、環境センター、東部下水処理場の3施設のESCOサービスを開始し、一定のランニングコストの削減とエネルギーの削減が達成された。また、平成18年度以降のESCO事業について費用対効果や補助金獲得等の課題について検討を行った。今後、課題への対応が定まった後、プロポーザルを実施する。</p>	

<b>改善項目</b>	<b>(3) 入札制度の改善（総務部管財課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	<p>平成17年4月から電子調達システム（電子入札サービス・電子入札資格審査サービス（平成16年度一部実施）・入札情報サービス）を導入する予定である。</p> <p>この電子調達システムの導入とともに、制限付一般競争入札の範囲拡大、郵便入札の導入など、入札制度の透明性、公平性、競争性などの向上を目指した入札改革を実施する。特命随意契約については、業務の内容等の詳細な検討など引き続き必要な見直しを実施していくこととする。</p>	<b>年次計画</b>
		<p>平成16年度までに、電子入札資格審査サービスの実施・郵便入札試行開始</p> <p>平成17年度までに、電子入札の一部導入・制限付一般競争入札の範囲拡大など</p>
<b>平成17年度までの実績と取り組み効果</b>	<p>電子調達システムは、資格審査サービスは導入済みであり、電子入札、入札情報サービスは一部の工事件件に導入済みである。</p> <p>入札制度改革については、平成18年1月に地域要件の緩和、工事成績や社会貢献度の入札条件への反映などを内容とする制度の見直しを実施した。また、特命随意契約は、平成12年度以降見直しを継続中である。</p>	

改善項目	(6) 市税収納率の向上(市民部納税課)	
改善の取り組みの概要	<p>これまで実施してきた収納向上対策のほか、平成16年度から全国に先駆けて実施した軽自動車税のコンビニエンスストアにおける市税収納事務委託を、市民税や固定資産税に拡大することを検討するとともに、マルチペイメントネットワークシステムの活用による納付機会の拡大を検討する。</p> <p>また、基幹系システム再構築において滞納整理業務をシステム化の中で、電話催告システムの導入の検討や東京都との連携による収納率向上対策の実施など、市税の納期内納付率及び収納率の向上を目指す。</p>	<b>年次計画</b> 平成16年度から、収納率の向上
平成17年度までの実績と取り組み効果	<p>基幹系システム再構築において、新たに滞納整理支援システムを導入し、紙ベースからシステムによる進行管理を出来るようにした。また、電話催告システムの導入は、平成18年度中に稼働を目指している。平成18年1月～2月に東京都職員の派遣を受け、共同で徴収事務を行うことにより東京都のノウハウを取得し、職員の資質の向上を図り収納率向上を目指した。なお、コンビニ収納の他税目拡大及びマルチペイメント導入の検討を引き続き行った。</p>	

改善項目	(7) 国民健康保険税収納率の向上(市民部保険課)	
改善の取り組みの概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>新規加入者への口座振替の徹底勧奨を図る。</li> <li>現年度分未納者への早期対応を行う。 (嘱託職員による電話催告、訪問徴収)</li> <li>滞納処分強化等を図る。</li> </ol> <p>4 夜間・休日窓口の開設を実施する。</p> <p>5 基幹系システム再構築において、滞納整理業務をシステム化の中で、電話催告システムの導入及びコンビニ収納の実施方法・時期を検討する。</p>	<b>年次計画</b> 平成16年度から、収納率の向上
平成17年度までの実績と取り組み効果	<p>1については、加入時における口座勧奨の徹底を図り、2についても11月から未納者への電話催告等により早期対応を行った。また平成17年12月に3名、平成18年1月に1名、合計4名の職員増員を図り、特別収納対策として5月まで取り組んだ。その結果、収納率は現年課税分で91.1%と昨年度より1.2ポイント向上し、滞納繰越分では16.7%と昨年度より2ポイント以上の向上を図ることができた。</p>	

改善項目	(8) 川上郷自然の村の管理運営の改善(教育部総務課)	
改善の取り組みの概要	<p>平成14年度に川上郷自然の村あり方検討委員会を設置して、改善策を報告書にまとめた。これに基づき、平成16年度から小学校自然教室を2校合同実施として一般利用期間を拡大し、また施設周辺ガイドを作成して市内及び四市行政連絡協議会構成市を中心にPR活動を展開した。</p> <p>このため、平成16年度上半期の利用者数は前年度比23%増となり、一定の成果があがっている。</p> <p>さらに利用者数の増を目指すため、現在の四市行政連絡協議会構成市を超えた利用者範囲の拡大を検討するとともに、施設の老朽度調査を実施し、今後の改修計画を立てていく。</p> <p>これらの取り組みの効果を検証しながら、積極的なPR等さらなる改善策を検討する。なお、指定管理者制度を活用した運営も視野に入れた改善策も検討する。</p>	<b>年次計画</b> 平成16年度から、改善策の検討・PR活動の積極的展開
平成17年度までの実績と取り組み効果	<p>利用者拡大のための積極的なPR活動等により、対前年度比480人(7%)増、使用料収入は対前年度比169.3万円(7.3%)増となり、大きく成果が上がった。また、平成18年度からの指定管理者制度に移行する計画を立て、平成18年度予算で、前年度比約600万円の予算を削減した。</p>	

<b>改善項目</b>	<b>(9) ごみの減量・資源化の推進と家庭系ごみ有料化の検討（生活環境部ごみ対策課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	ごみ処理総合計画 2010 の排出抑制計画、資源化計画などに基づき、ごみ減量・資源化を推進する。 主な取り組みは次のとおり	<b>年次計画</b>
	1 平成 17 年 2 月より実施の新たな分別収集方式により、さらに資源化を推進する。 2 平成 16 年 7 月よりごみ減量・有料化検討市民会議を立ち上げ、ごみ減量施策と家庭系ごみ有料化について市民とともに検討する。	平成 16 年度から新たな分別回収 平成 16 年度から 17 年度までに、ごみ減量・有料化検討市民会議設置 平成 16 年度から 19 年度までに、家庭ごみ有料化の検討・準備・実施
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	さらなる資源化のため、平成 17 年 2 月よりペットボトル、プラスチック類、雑紙の分別収集を実施し、前1年間の比較で、「燃やせるごみ」3,443t、「燃やせないごみ」4,432t の減量となり、ごみ総量として、約 17%減量した。また、平成 16 年 7 月よりごみ減量・有料化検討市民会議を立ち上げ、ごみ減量施策と家庭系ごみ有料化について市民とともに検討し、平成 17 年 4 月に検討結果の答申を得た。なお答申では、有料化にあたっては市民生活への影響を考慮するとともに、新しい分別収集の成果を検証しながら慎重に進めることが望ましいとの考えが示されている。	

### 体系7 民営化・委託化一層の推進と協働領域の拡大促進

<b>改善項目</b>	<b>(3) 駐輪場の管理運営の委託化及び有料化の実施（都市整備部道路交通課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	立体機械式駐輪場の効率的な管理運営を行うため、株式会社等へ管理運営委託を行う。なお、受益者負担の観点から有料化を実施する。	<b>年次計画</b>
		平成 18 年度から委託・有料化
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	南口東駐輪場と、完成が平成 18 年 7 月となったすずかけ駐輪場について、指定管理者による利用料金制により管理運営を行うため、平成 17 年 9 月議会において条例改正を行い、12 月議会で管理者を指定し、平成 18 年 4 月から有料駐輪場とした。	

<b>改善項目</b>	<b>(4) 指定管理者制度の導入（総務部政策法務課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	プロジェクト・チームの指定管理者制度検討チームにより、指定管理者制度の導入にあたっての課題を明らかにし、検討を行うとともに、同制度の導入に関する方針を定める。 また、策定した方針に基づき、平成 17 年度中に条例の整備を行ったうえで、平成 18 年 4 月 1 日を目的に指定管理者制度の導入を図る。 なお、各公の施設における指定管理者の選定にあたっては、市民満足度向上の観点から、十分検討を行う必要がある。	<b>年次計画</b>
		平成 16 年度までに検討 平成 17 年度までに検討・対応 平成 18 年度までに導入
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	平成 17 年度は、プロジェクト・チームの指定管理者制度検討チームの検討結果に基づき、指定管理者制度導入に関する基本的な方針を定め、これに基づき条例の整備、各公の施設の指定管理者の指定等を行った。市民サービスの向上に向けたスムーズな制度の導入を行うとともに、公の施設の有効利用による市民福祉の増進を図ることができた。	

<b>改善項目</b>	<b>(5) 協働マニュアルの作成（企画部企画経営室、生活環境部コミュニティ文化室）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	協働マニュアルを作成し、どの事業分野で、どのような協働のあり方があり得るのかを検討し、メニュー、ノウハウを作成する。主管課は、協働マニュアルに基づき事業の協働化を推進する。	<b>年次計画</b>
		平成 17 年度までに検討・作成
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	協働のまちづくりを新たなステップへと進めるとともに、職員の意識改革を図るため、職員向けの手引書として「協働推進ハンドブック」を作成した。原案の作成にあたっては、住民協議会や市民協働センター企画運営委員会の市民からの意見を得るとともに、庁内からも意見を募集し反映させた。	

<b>改善項目</b>	<b>(6) 「三鷹ネットワーク大学[インキュベート施設] (仮称)」 の設立 (企画部企画経営室)</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	「三鷹ネットワーク大学[インキュベート施設] (仮称)」は、三鷹市内及びその周辺における地域資源を活用し、様々な「知的創造の場」の形成とネットワーク化を図ることにより、市民生活の向上に資する新しい技術やシステムを開発し、都市活力の再生と充実した生涯学習の機会を提供することを目的とし、市民や教育・研究機関、企業者・事業者、三鷹市による「民学産公」の協働で推進する、市民に開かれた「知的創造の場」のネットワークとして、教育・学習機能、研究・開発機能、窓口・ネットワーク機能の3つの機能を有する。推進主体としてNPO法人などを検討のうえ設立する。また、まちづくり総合研究所の設置を行うとともに、職員研修の実施について検討する。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度までに「あすのまち・三鷹」推進協議会で一部試行的に開講 平成 17 年度までに開講 平成 18 年度から参加大学のカリキュラムにあわせて本格開講
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	平成 17 年 5 月に、事業の実施主体となる三鷹ネットワーク大学推進機構を設立し、同 8 月に NPO 法人認証を得た。また「三鷹ネットワーク大学条例」を制定し(7 月)、三鷹駅前協同ビル 3 階(508.41 m <sup>2</sup> ) を、本事業の拠点として取得・整備した。続いて同機構は、9 月の市議会で、この施設の指定管理者に議決された。10 月 1 日には、三鷹ネットワーク大学を開設し、その後半年にわたり、46 件の講座等を実施し、受講者は延べ 4,396 人に達したほか、経済産業省の受託事業として、アニメーション・コンテンツ産業を素材とした小中学生向けキャリア教育プログラムの開発等にも取り組んだ。なお、起業家育成セミナーである SOHO ベンチャーカレッジの受講生の中から、平成 17 年度中に 3 事業者が起業することができた。	

<b>改善項目</b>	<b>(7) 安全安心・市民協働パトロール体制の整備 (生活環境部安全安心課)</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	平成 15 年 12 月より実施している職員による安全安心パトロールを行い、第 2 段階である市の委託業者、第 3 段階である市民ボランティアの協力を得て、安全安心・市民協働パトロールを実施している。今後、このパトロールの市全域への拡大を進めるとともに、ネットワーク化を図り、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に取り組む。また、安全安心パトロール車による夜間巡回パトロールを実施する。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度までに、安全安心・市民協働パトロール体制の整備 平成 17 年度から、安全安心・市民協働パトロールの拡大・運用
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	平成 17 年 4 月から安全安心パトロール車を 2 台に増やし、夜間パトロールも実施した。市民協働パトロールの参加者は、町会自治会等 17 団体 513 人、事業所 49 事業所 283 人となり、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を図るとともに、警察等の関係機関との連携を強化した。	

## 体系 8 情報の共有とセキュリティの追求

<b>改善項目</b>	<b>(1) 各種審議会等の会議公開制度の確立 (総務部相談・情報センター)</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	会議を原則公開とした場合の対応方法や課題等を検討し、自治基本条例(仮称)の制定にあわせ、各種審議会等の会議公開制度の具体的な確立を図る。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度までに検討 平成 17 年度から検討・対応
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	自治基本条例の可決・成立を踏まえ、市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例検討案について先行的なパブリックコメントを 1 箇月実施した後、平成 18 年 3 月議会に条例を提案し、自治基本条例と同様に 4 月に施行した。また、市民会議、審議会等の会議の公開の現況調査を行うとともに、職員を対象とした庁内説明会を開催した後、制度の運用を開始した。	

<b>改善項目</b>	<b>(2) 市長交際費の公開（企画部秘書広報課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	交際費の支出状況を定期的に市ホームページにより公開する。ホームページへの掲載にあたっては、わかりやすくなるよう工夫をする。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度までに、調査・研究 平成 17 年度までに実施
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	平成 17 年 4 月より三鷹市長交際費支出基準を施行し、同月分より毎月ホームページに掲載するとともに、相談・情報センターにて縦覧に供している。掲載内容は種類・件数・金額等に区分し、わかりやすいように工夫した。	

<b>改善項目</b>	<b>(3) 情報セキュリティマネジメントの整備と運用（企画部情報推進室）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	市が保有する市民の個人情報を始めとした情報を適切に管理するため、情報セキュリティマネジメントシステムの運用を行う。運用にあたっては対象部署の拡大、運用状況の評価と見直し、精度の向上など、さらなる継続的な改善を行うこととする。また、計画的な職員研修を実施し、情報を適正に管理する体制の整備を図る。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度から整備・運用
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	情報セキュリティマネジメントシステムの対象部署の拡大を図り、平成 17 年 1 月に情報推進室及び市民部の計 6 課の業務に関して認証範囲の拡大を行った。情報セキュリティマネジメントシステムの運用と定期的な評価（内部監査・外部の審査）と見直し、改善に取り組んでいる。また、平成 17 年度は総務部政策法務課及び同管財課に適用部署の拡大を図った。	

### 体系9 活動結果の分析から次のステップへ

<b>改善項目</b>	<b>(2) ISO14001 の取得（生活環境部環境対策課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	「環境センター」については、平成 16 年 4 月にコンサルタントとの委託契約を締結し、現在、ISO14001 のマニュアル等の作成を終え、9 月から環境マネジメントシステムの運用を開始している。平成 16 年 12 月と平成 17 年 1 月に認証審査機関の審査を受けて、平成 17 年 2 月に認証を取得した。この認証を受けて、平成 17 年度から、適用範囲の全庁的拡大に向けて準備を開始する。	<b>年次計画</b> 平成 16 年度までに環境センターの認証取得 平成 17 年度から環境センターでの運用等 平成 17 年度までに本庁などの認証取得準備 平成 18 年度までに本庁などの認証取得 平成 19 年度から本庁などの運用等
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	本庁等（市民センター及び教育センター）を適用範囲として、平成 17 年度は環境マネジメントシステムの構築を行った。また、職員研修、全庁での調査を実施し、環境目的・目標・実施計画の策定を行った。平成 16 年度に認証取得した環境センターは、平成 18 年 1 月に定期審査により、認証を継続している。	